

令和5年度
第2回佐賀市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

佐賀市 保健福祉部 保険年金課

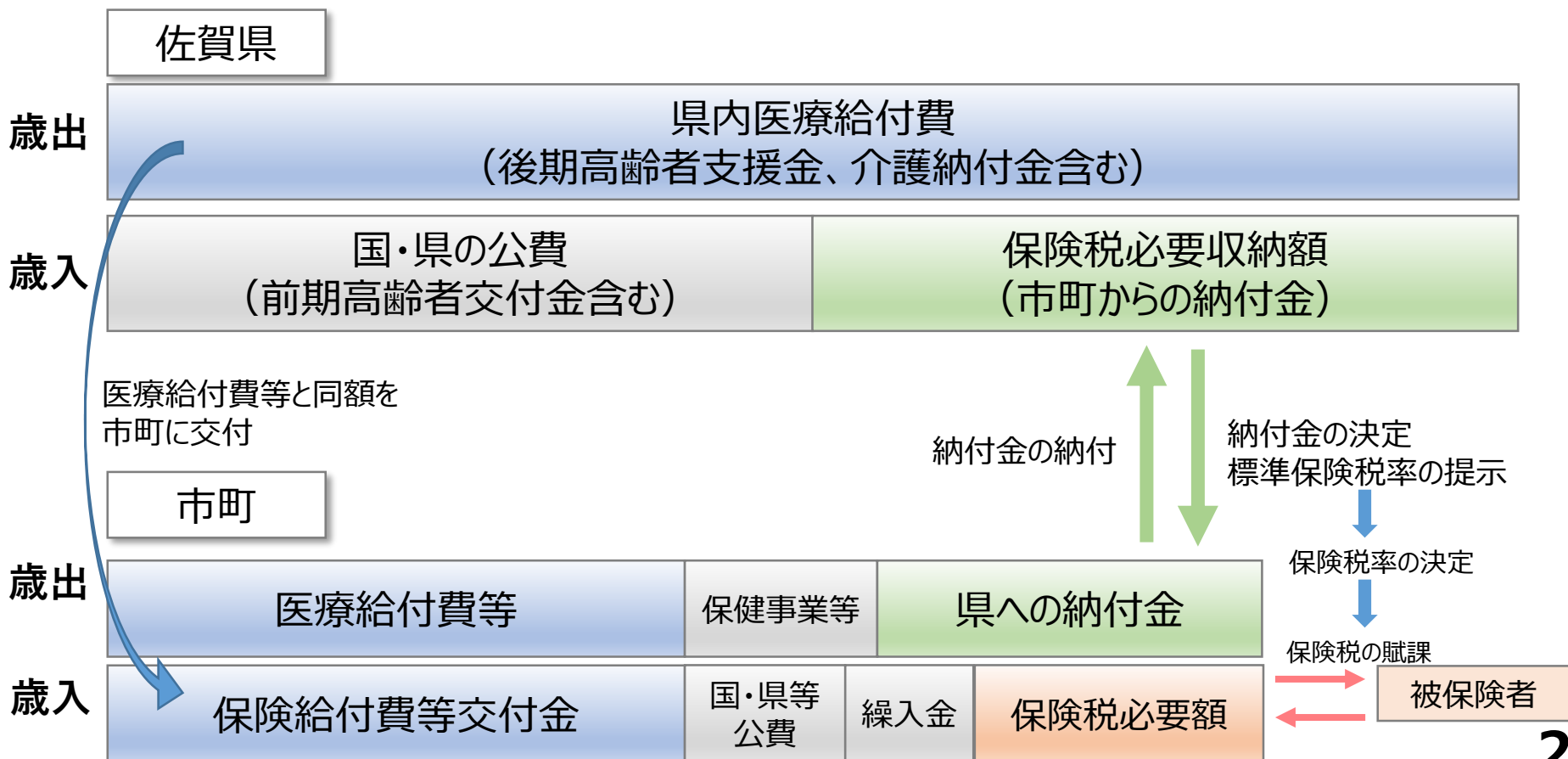
目次

- I 令和6年度佐賀市国民健康保険税率について … 1
- II 令和6年度国保財政の主な動きについて … 9
- III 今後のスケジュール … 11

I 令和6年度佐賀市国民健康保険税率について

国保財政の仕組み

- 県は、県内の医療給付費や国からの交付金等の見込みを立て、市町からの納付金総額を算出し、被保険者数・所得水準・医療費水準等から市町ごとに納付金を割り当てる。さらに、市町が保険税率等を決定する上で参考となる、市町ごとの標準保険税率を示す。
- 市町は、県へ納める納付金や保健事業費を賄うため、標準保険税率等に基づき、実際に賦課する保険税額・税率を決定する。



佐賀県が示した令和6年度納付金額（仮係数）

○国民健康保険事業費納付金

県全体の納付金は約**24.9億円**の増（うち佐賀市は6.5億円の増）

【増額となった主な要因】

（単位：億円）

（県歳出）

・医療給付費見込の増

（R5:686億円

→R6:715億円 +約29億円）

・後期高齢者支援金の増 +約0.5億円

納付金	県全体	佐賀市
R5	249.4	69.2
R6	274.3	75.7
差	24.9	6.5

（県歳入）

・前期高齢者交付金の減 △約3.6億円

《納付金の増額について》

県は令和6年度の医療給付費を予算ベースで前年度より約29億円増と見込んでいる。県ではこれまで、コロナ禍の中で被保険者の負担を緩和するため、年々医療費が増加し続ける中で、決算剰余金等を活用し、標準保険税率を令和2年度の水準に維持し、税率引き上げを抑えてきた。しかしながら、令和5年度で税率抑制に使える剰余金等をほぼ使い切る見通しとなったことから、令和6年度は大きな上げ幅となっている。

佐賀県が示した令和6年度標準保険税率（仮係数）

標準保険税率と現行税率の比較

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)
現行税率	9.60	25,500	31,600	2.90	8,800	7,100	2.60	9,900	5,400
R6 標準保険税率(仮)	12.60	31,200	36,600	3.40	10,300	8,800	3.70	13,000	6,900
差	3.00	5,700	5,000	0.50	1,500	1,700	1.10	3,100	1,500

※介護納付金分は、確定係数で現行税率並みに減額される見通しである。
そのため、以降の試算において介護納付金分については現行税率を用いて行う。

【参考】1人当たりの保険税額（低所得軽減後）

	医・後	医・後・介
現行税率	109,516円	138,601円
R6 標準保険税率(仮)	130,569円	159,654円
差額	21,053円	21,053円

1世帯当たりの保険税額（低所得軽減後）

	医・後	医・後・介
現行税率	169,594円	203,885円
R6 標準保険税率(仮)	202,198円	236,489円
差額	32,604円	32,604円

現行税率と令和6年度標準保険税率の比較（収入階層別・モデル世帯）

①1人世帯（40歳以上65歳未満）

給与収入	所得	医療分(1人分)			支援分(1人分)			介護分(1人分)		合計		
		現行	標準(仮)	差	現行	標準(仮)	差	現行	差	現行	標準(仮)	差
98万円（7割軽減）	43万円	17,100	20,300	3,200	4,700	5,700	1,000	4,500	0	26,300	30,500	4,200
126万円（5割軽減）	71万円	55,400	69,100	13,700	16,000	19,000	3,000	14,900	0	86,300	103,000	16,700
149万円（2割軽減）	94万円	94,600	118,500	23,900	27,500	32,600	5,100	25,500	0	147,600	176,600	29,000
200万円	132万円	142,500	179,900	37,400	41,700	49,300	7,600	38,400	0	222,600	267,600	45,000
400万円	276万円	280,700	361,300	80,600	83,400	98,300	14,900	75,800	0	439,900	535,400	95,500
600万円	436万円	434,300	562,900	128,600	129,800	152,700	22,900	117,400	0	681,500	833,000	151,500
800万円	610万円	601,400	650,000	48,600	180,300	211,800	31,500	162,700	0	944,400	1,024,500	80,100
1000万円	805万円	650,000	650,000	0	236,800	240,000	3,200	170,000	0	1,056,800	1,060,000	3,200

②3人世帯（40歳以上65歳未満2人、40歳未満1人）

給与収入	所得	医療分(3人分)			支援分(3人分)			介護分(2人分)		合計		
		現行	標準(仮)	差	現行	標準(仮)	差	現行	差	現行	標準(仮)	差
98万円（7割軽減）	43万円	32,400	39,000	6,600	10,000	11,900	1,900	7,500	0	49,900	58,400	8,500
193万円（5割軽減）	127万円	134,600	170,900	36,300	41,100	48,400	7,300	34,400	0	210,100	253,700	43,600
291万円（2割軽減）	196万円	233,300	296,900	63,600	71,100	83,700	12,600	59,900	0	364,300	440,500	76,200
400万円	276万円	331,700	423,700	92,000	101,000	118,900	17,900	85,700	0	518,400	628,300	109,900
600万円	436万円	485,300	625,300	140,000	147,400	173,300	25,900	127,300	0	760,000	925,900	165,900
800万円	610万円	650,000	650,000	0	197,900	232,400	34,500	170,000	0	1,017,900	1,052,400	34,500
1000万円	805万円	650,000	650,000	0	240,000	240,000	0	170,000	0	1,060,000	1,060,000	0

方向性の決定

A案) 基金8,000万円を活用し、税率の抑制を行う。

⇒被保険者の急激な負担増を可能な範囲で緩和する。

※基金保有額についてはP.7 参照

8,000万円の基金活用で

一人当たり賦課額 $\Delta 1,313$ 円

一世帯当たり賦課額 $\Delta 2,034$ 円

	医療分		
	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)
現行税率	9.6	25,500	31,600
R6 標準保険税率 (仮)	12.6	31,200	36,600
R6 標準保険税率 (仮) 基金8,000万円	12.4	30,700	35,900

B案) 基金を活用せず、標準保険税率に準じた税率に設定する。

事務局としては、【 **A案** 】 で対応したい。

その理由として

⇒今回の保険税率の急激な上昇は被保険者の生活に大きな負担を与えるため、可能な範囲で最大限負担緩和を図る。(令和5年度末時点の基金残高約9,800万円)

⇒令和9年度に県内の保険税率の統一が決定しており、以降は基金の使途がないためそれまでに有効に活用する必要がある。

⇒平成30年の国保制度改革以降、医療給付費は県からの全額給付となり、感染症の蔓延等で医療費が急増した場合の対応財源としての市町基金の役割は低下している。

佐賀市の国民健康保険基金保有額の推移

【基金保有額】

(単位：円)

	年度当初保有額	繰入額	積立額	年度末保有額	備考
令和元年度	0	0	120,000,000	120,000,000	
令和2年度	120,000,000	60,000,000	90,036,821	150,036,821	・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.6億円を繰入れ
令和3年度	150,036,821	113,219,000	168,371,689	205,189,510	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1億円を繰入れ ・保険税還付金の財源として、13,219千円を繰入れ
令和4年度	205,189,510	103,677,000	191,609,878	293,122,388	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1億円を繰入れ ・保険税還付金の財源として、3,677千円を繰入れ
令和5年度	293,122,388	240,000,000	45,410,324	<u>98,532,712</u>	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1.8億円を繰入れ ・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.6億円を繰入れ

【参考】佐賀市の国民健康保険税率・税額の推移

年度	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)
H25 (改定)	9.3	18,500	35,700	51	2.3	7,400	6,000	14	2.8	9,600	5,600	12
H26	9.3	18,500	35,700	51	2.3	7,400	6,000	16	2.8	9,600	5,600	14
H27	9.3	18,500	35,700	52	2.3	7,400	6,000	17	2.8	9,600	5,600	16
H28 (改定)	9.8	23,800	36,000	54	2.3	7,400	6,000	19	2.8	9,600	5,600	16
H29	9.8	23,800	36,000	54	2.3	7,400	6,000	19	2.8	9,600	5,600	16
H30 (改定)	10.4	25,100	36,700	58	2.6	8,300	6,500	19	2.8	9,700	5,200	16
R1	10.4	25,100	36,700	61	2.6	8,300	6,500	19	2.8	9,700	5,200	16
R2 (改定)	10.3	26,000	37,000	63	2.8	9,000	6,500	19	2.4	9,000	5,000	17
R3 (改定)	9.9	25,500	33,000	63	2.9	9,000	7,000	19	2.8	9,500	5,500	17
R4 (改定)	9.6	25,500	31,600	65	2.9	8,800	7,100	20	2.6	9,900	5,400	17
R5	9.6	25,500	31,600	65	2.9	8,800	7,100	22	2.6	9,900	5,400	17

Ⅱ 令和6年度国保財政の主な動きについて

令和6年度国保財政の主な動きについて

1. 賦課限度額の見直し

令和6年度から、後期分を2万円引き上げる方針が示されている。

○現行： 医療分65万円 後期分22万円 介護分17万円 合計104万円

○変更案： 医療分65万円 後期分**24万円** 介護分17万円 合計**106万円**

この引き上げによって、高所得層から**約1,600万円**の税収が見込める。

中間所得者層の負担を軽減するため、賦課限度額の見直しを行う方向で保険税賦課総額を計算している。

2. 産前産後期間の保険税の免除

地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置を令和6年1月1日から設ける。

【軽減対象】

出産する被保険者の対象期間の所得割保険税及び被保険者均等割額保険税

【対象期間】

出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定日の属する月の翌々月まで

(例) 4月出産

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		免除	免除	免除	免除		

↑
出産予定日の属する月

(例) 4月出産

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
免除	免除	免除	免除	免除	免除		

↑
出産予定日の属する月

Ⅲ 今後のスケジュール

令和6年度国民健康保険税率の決定フロー

時期	国	佐賀県	佐賀市
R5.8			■第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）
R5.9			
R5.10		【仮係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の提示	
R5.11	令和6年度試算用の【仮係数】を提示		令和6年度保険税率の検討
R5.12		【確定係数】による試算の実施 納付金・標準保険税率の確定	■第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会
R6.1	令和6年度試算用の【確定係数】を提示		■第3回国民健康保険事業の運営に関する協議会
R6.2			
R6.3			予算審議（3月議会） 条例改正（保険税率改定の場合）